10月1日は浄化槽の日

昭和60年10月1日に浄化槽法が施行されたのを記念して、毎年10月1日は「浄化槽の日」として全国で浄化槽の普及 促進の取組みが行われています。浄化槽に関連する情報等をご紹介します。

◎浄化槽の点検と清掃

家庭に設置されている浄化槽は、人間と一緒で、正常に働いているか定期的に健康診断 (点検) を受けなければなりません。 (法律で義務付けられています。)正常に動かない場合は、水質汚濁と悪臭の原因となります。浄化槽の清掃、点検、法定検査 を必ず行いましょう。

- ·年1回以上の清掃(西原衛生維持管理社 ☎945-3503 · 西原町公共衛生社 ☎945-6183)
- ・4ヶ月に1回以上の保守点検(小型合併処理浄化槽の場合、保守点検業者へ依頼する)
- ※町内の保守点検業者(4社)

(株) オキスイ開発 ☎945-4010

(有)トップ環境 ☎882-8150

システム企画(有) ☎944-1576 琉球設備工業(株) ☎945-3613

- ※上記以外の業者については、沖縄県または南部福祉保健所のホームページをご確認ください。
- 毎年1回の法定検査 (検査機関: 社団法人沖縄県環境整備協会 ☎835-8833)

◎ご存知ですか?「浄化槽設置整備補助金」

現在ご家庭で「くみ取り式便所」や、し尿のみを浄化する「単独処理浄化槽」を利用しているみなさん、家庭内から出る生活 排水を浄化処理できる「合併処理浄化槽」へ切り替えて、環境浄化に貢献しませんか。

合併処理浄化槽への切替えについて、下記の条件を満たす方は補助を受けることができます。

詳しい内容については、総務部町民生活課環境保全係までお問い合わせください。

【対象者】 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切替えようとする方で、次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ①処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする者。(集合住宅(アパート等)は対象外。)
- ②古い浄化槽の撤去及び新しい浄化槽の設置工事のみを行う者。(建築確認申請を伴う増改築を行う方は対象外)

③7年以内に下水道整備が見込まれない地域に居住する者。

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

西原町で登録している原動機付自転車(50cc-125cc)を、友人や業者に譲渡した場合、また原動機付自転車が 盗難された場合は、速やかに下記の手続を行ってください。

手続を行わない場合、車両台帳に所有者登録が残ったままとなり、後日トラブルに巻き込まれる可能性があり ます。(業者に代理手続を依頼した場合でも、手続が完了したか確実に確認してください。)

①譲渡した場合 ⇒ 名義変更手続を確実に行ってください。

②盗難に遭った場合 ⇒ 所管の警察署へ盗難被害届を提出し、受理票を受領後、総務部税務課で 一時抹消手続を行ってください。

原動機付自転車は、登録内容に変更(譲渡・廃車・盗難等)が生じても届出をしないケースが多く発生しています。 登録内容に変更が生じた場合には、速やかに総務部税務課に届出されるようお願いします。

※譲渡等により原動機付自転車の所有者でなくなった方は、「その日から30日以内に」 申告を行う義務があります。 (西原町税条例第87条第3項規定)

【お問い合わせ】 総務部税務課 町県民税係(軽自動車税担当) ☎945-4729 (内線142)

北那覇税務署からのお知らせ~年末調整等説明会について~

年末調整及び法定調書等の作成の方法などについて、下記のとおり説明会を開催します。

開催日	時 間	対 象 市 町 村	会 場
11月26日 (月)	10:00~12:30	西原町・浦添市	沖縄コンベンションセンター
	13:30~16:00	那覇市、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村	劇場棟 (宜野湾市真志喜4-3-1) ※ 会場へのお問い合わせはご遠慮 ください。

※会場駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただきますようご協力をお願いします。また、昨年の年末調整等説明会で ご案内した臨時駐車場(ラウンドワンスタジアム隣)は、今年から使用できません。あらかじめご了承ください。

- 1. ご出席の際は、「出席票」、「年末調整のしかた」等の関係書類をご持参ください。
- 2. 関係用紙の不足については、出席票に必要部数をご記入の上、説明会会場にてお受け取りください。
- ※ 年末調整関係書類の送付は10月下旬を予定しています。

★ 関係用紙については

- 税務署総合窓口でも配布しています。(郵送による配布は行っていません)
- 複写式でない用紙は、コピーを使用することもできます。
- 国税庁ホームページ【 http://www.nta.go.jp 】 からアウトプットして使用することもできます。

【お問い合わせ】 北那覇税務署 (代表☆) 877-1324

- 扶養親族等の要件など
 - 年末調整のしかたに関する一般的なご質問
- 源泉徴収票の記載方法など
- 法定調書等の作成に関する一般的なご質問



音声案内に従い番号 を選択

「電話相談センター」でお答えします。

※電話による税務相談は、「電話相談センター」で対応しています。 ※税務署にご用の方は、音声案内に従い「2」を選択してください。

民税((3期分)(は10月31日(水)が納期限です

平成24年度 町県民税3期分の納期限は、10月31日(水)です。

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

町税のお支払いは、納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替の申請書は、町内各金融機関か総務部税務課の窓口にあり ます。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

- ●町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- ●延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
- ●滞納が続きますと、預金差押等滞納処分を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。 また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各町税目の納期

税目納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税	7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税	5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税	5月31日			

【お問い合わせ】 総務部税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

有ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 200120-049-939



9 広報にしはら No.488 H24.10.1

No.488 H24.10.1) 広報にしはら 8